

# 東京脊髄倶楽部 会則

## 第 1 章 名称と事務局

### 第1条 (名称)

本会は東京脊髄倶楽部と称する。

### 第2条 (事務局)

本会の事務局

東京慈恵会医科大学 脳神経外科 医局内

〒105-8471 東京都港区西新橋 3-19-18

電話：03-3433-1111 FAX：03-3459-6412

## 第 2 章 目的と事業

### 第3条 (目的)

脊椎脊髄疾患に造詣の深い先生方から経験の浅い先生方まで幅広く演題を募集し、ご講演を頂くことで脊椎脊髄疾患の診断、治療などについて積極的に議論し、理解を深めていくことを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年1回の学術研究会の開催
- (2) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会員

### 第5条 (参加資格)

- 1、本会の会員資格は、脊椎脊髄疾患の診断、治療に興味を有する医師とする。

- 2、本会の入会は、本会の目的に賛同した者で世話人会の承認を受けたものとする。
- 3、会員は、本会の目的に協力し、定められた会費を支払わなければならない。
- 4、前項に違反した会員または自ら退会を申し出た会員は世話人会の決定により退会したものである。

## 第 4 章 役員ならびに世話会の運営

### 第 6 条 (役員ならびに運営)

- 1、本会に次の役員を置く。
  - (1) 代表世話人 1 名
  - (2) 副代表世話人 1 名
  - (3) 世話人 若干名
  - (4) 会計監事 1 名
- 2、代表世話人は本会を代表して世話人会を組織し本会の運営を行う。
- 3、世話人は代表世話人の補佐として本会の運営を行う。
- 4、世話人は世話人の推薦により世話人となることができる。
- 5、世話人は、前条の事業を特別な理由なく欠席の場合、世話人会の協議を経て任を解く。

### 第 7 条 (任期)

- 1、代表世話人は、世話人の互選により選出し、総会の承認を得る。  
任期は 2 年とするが再選を妨げない。
- 2、世話人、会計監事は、総会時に会員の中から推薦により選出する。  
任期は 2 年とするが再選を妨げない。

### 第 8 条 (世話会の運営)

- 1、定例世話人会は年 1 回開催する。
- 2、本会は、世話人会の合議により運営される。
- 3、世話人会は、代表世話人、世話人、会計監事により構成される。
- 4、世話人会の議事録を作成する。
- 5、臨時世話人会は、代表世話人、世話人が必要と認めた場合に限る。
- 6、世話人の追加、変更は世話人会にて決定する。

### 第 9 条 (会計監事)

- (1) 本会の会計及び資産を監査する。

(2) 会計監事は世話人会の推薦を得て選出する。

#### 第10条 (研究会)

研究会は原則として年1回開催する。

### 第5章 会 計

#### 第11条 (経費)

1、本会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 学術研究会開催時の参加費
- (2) 助成金 本会の目的に賛同する企業、団体等により寄付または協賛を受けることができる。
- (3) その他

#### 第12条 (会計年度)

本会は毎年1月1日から始まり、12月末をもって終り、会計は会計監事が行う。

### 第6章 会 則

#### 第13条 (会則の改定)

世話人会において議論し、世話人の過半数以上の承認を得て決定する。

#### 第14条 (会則の施行)

本会則は平成19年4月1日から施行され、平成31年1月19日に改訂された。

#### 附 則

役員名簿は別紙添付する。(順不同、敬称略)